

國學院大學學術情報リポジトリ

『源氏物語』桐壺卷の左大臣は何歳なのか?: 物語の「本性」に関する考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山田, 利博, Yamada, Toshihiro メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000662

『源氏物語』 桐壺卷の左大臣は何歳なのか？

— 物語の「本性」に関する考察 —

山田利博

はじめに

いきなり妙なものから始めて恐縮だが、例えば大和和紀の『あさきゆめみし』にせよ、牧美也子のマンガ『源氏物語』にせよ、あくまで絵柄からの推定だが、左大臣は右大臣より年長であるように描かれている。稿者もつい最近までそのように思っていたのだから、かなりの人がそう解しているのではないかと推測するが、よく考えるとそれは単に、左大臣が右大臣より上席で、日本では通常年功序列であることからの思い込みに過ぎない。

と言うのは桐壺卷で葵上は、光源氏の添い臥しとなる前に、源氏の兄である東宮・朱雀への入内要請があつたと明記されているからである。

引き入れの大臣の御子腹に、たゞ一人かしづきたまふ御むすめ、春宮よりも御けしきあるを、覚しわづらふ事ありける、この君にたてまつらんの御心なりけり。

(一・二五頁)^①

これがなぜ問題かというと、左大臣にとって葵上は娘だが、右大臣にとって朱雀は孫だからである。もともと朱雀の母・弘徽殿女御は長女らしいから、右大臣がかなり若いうちに生まれ

た可能性は勿論あるが、「年立」によれば、葵上は源氏より四歳年長だからこのとき十六歳、朱雀は源氏より二つ上だから十四歳という計算になり、さほど年の離れたカップルということにもならない。つまり単純に考えれば、左大臣と弘徽殿女御は同世代であり、右大臣は一世代上ということになるのである。

無論もう一つの可能性として、葵上は左大臣がかなり年配になつてから授かつた娘ということも考えられ、詳しくは後述するように、左大臣の年齢が唯一明記される濔標巻で「六十三」（二・九九頁）とあるから、十七年前であるはずの桐壺巻の光源氏元服の折には四十六歳という計算になり、さらに十六年週れば、葵上の誕生は左大臣三十歳の時になつて、この「可能性」と合致するかのように見えるのだが、跡を取つたことや、他の兄弟との官職の比較から、長男である「頭中将」⁽²⁾が葵上の上か下かという問題も絡み、弟（どちらかと言うと、これが正しい気がするが）なら余計、通説通り兄だとしても、源氏との仲から、二人はさほど年齢が離れていないように見えるので、当時の婚姻の様態を鑑みると、濱橋頭一が述べているように「父の大臣がもう十歳近く若くていい」⁽³⁾。つまりはこの可能性は薄いということである。

実は桐壺巻の左大臣はかなり若いのではないかという論考

は、管見の及んだ限り、先ほどの濱橋の他にもう一つ、吉海直人の「左大臣の暗躍——『源氏物語』の再検討——」（『日本文学』一九九六・九。以下、吉海の論とはこれを言う）があり、「娘の年齢などから換算すると、葵の上の父左大臣は右大臣より相当若いように読める」（二頁）という記述はあるのだが、年齢に関する記述はそれだけであり、あとは源氏元服の時点まで左大臣は何故登場しないのかを発端に、論題通り「左大臣の暗躍」に論は突き進んでいく。いっぽう濱橋は、本稿も賛同する「年立は怪しい」という氏の主張を裏付けるための一例として左大臣の年齢についてわずかに一段落割いたのみで、結論としては同様に娘の年齢から考えて、先ほど引用した結論に到達するだけである。つまるところ、物語における左大臣の記述量が少ないので仕方がないとは言え、この問題に深入りしたものは誰もいないということである。⁽⁴⁾

しかしながら、左大臣の年齢を推測する手がかりは今少しあると思うし、先ほども述べたように本稿も、「年立は怪しい」というところは通過するのだが、その先に進む予定なので、もう少しこの問題にこだわってみよう。

右大臣との関係

先ほども述べたように、吉海も濱橋も本稿も、子供たちの年齢から桐壺卷の左大臣の年齢を先ず推測してみたわけだが、その他にも手がかりは若干ある。まずは本稿の最初に触れた右大臣との関係である。

そうは言っても周知のごとく、左大臣とは異なり右大臣は全く年齢記載がないわけだが、光源氏元服から十五年が経過したことになる明石巻で死去したことだけは分かっている。

おほきおとゞ亡せ給ぬ。ことほりの御齡なれど、つぎくをのづからさはがしきことあるに、大宮もそこはかとなうわづらひ給て、程ふればよりはり給やうなる、内におほし嘆くことさまぐなり。(二・七三頁)

ここに「ことほりの御齡」とあるから、さほど短命でなかったことは確かだが、ではいくつなら「ことほりの御齡」と言えるのか。前節で述べたように本稿ではそういう立場に立たないが、仮に一般的に思われている、左右大臣が同世代という考え方を採用すると、これも前節で計算したように、「年立」に従えば、このとき右大臣は六十一ぐらいという計算になるから、

ギリギリそう言えるかも知れないけれども、六十一歳は本当に「ことほりの御齡」なのだろうか。

これも所詮推定ではないが、通説では六十歳で亡くなったと考えられている宇治八の宮の死も、師の阿闍梨の言葉によれば、「はかなき御悩みと見ゆれど、限りのたびにもおはしますらん」(四・三五三―三五四頁)と、あくまで推量表現が使われているし、当の八の宮には幾分の予感「秋深くなり行まゝに、宮は、いみじう物心ほそくおほえ給ければ」(四・三五一頁)があつたようだが、娘たちは全く予期せず、いつものように勤行が終われば父は帰ってくるように思っていた節がある。何よりはつきり「六十」という数字が出ている明石入道の登場時の紹介は、次の通りかくしゃくとしているように描かれている。

年は六十ばかりになりたれど、いときよげにあらまほしう、行ひさらばひて、人のほどあてはかなればにやあらむ、うちひがみほれくしきことはあれど、いにしへのことをも知りて、物きたなからず、よしづきたることもまじれば、昔物語りなどせさせて聞き給に、すこしつれくの紛れなり。(二・六三頁)

入道はこのあと若葉下巻まで生き続けるから、「計算」すれば八十までは生きていたことになる。さらに言えば後述するよ

うに、問題の左大臣自身が六十三歳で請われて太政大臣になり(二・一九九頁)、三年後の薄雲巻で死去する(二・二二七頁)から、六十六歳までは生きていたことになる。以上を総合すると、六十一歳で「ことはりの御齡」と言うのは少し無理そうである。仮に右大臣を左大臣と同年と仮定してこうなるのであるから、右大臣の方が年下とするとさらに無理が広がる。それゆえ最大限の「同年」と仮定したのであるが、それでもこのような結果になることはご記憶願いたい。

付け加えると、もし右大臣が左大臣と同世代とすると、光源氏元服の時点で考えれば、このとき孫の朱雀は十四歳、当時の平均的婚姻年齢十五歳で弘徽殿女御が桐壺帝に入内したとすると、弘徽殿女御の出生は光源氏元服の約三十年前で、そのとき右大臣は十六歳となり、ギリギリ成り立たないわけではないが、かなり忙しい。したがって光源氏元服時点で右大臣は五十代と考えた方が良いと思う。そうなると先ほどの明石巻の時は七十に近い頃となり、「ことはりの御齡」とも合致するように思うのである。

逆に言えば、やはり左大臣は右大臣よりかなり年下と考えた方が、右大臣よりあとまで生きたことも含め、自然なのである。しかし、そう考えられる根拠はこれだけではない。続いてそれ

を見てみよう。

その他の手がかり

その他の手がかりの一つは、左大臣が桐壺帝の姉妹(通称「大宮」。以下この呼称で示す)を妻としていることが上げられる。この大宮も年齢が全く語られず、桐壺帝の姉であるか妹であるかも手がかりがないのだが、桐壺帝の死後も十四年ほど生きている計算になり、桐壺帝も格別早世であったようには描かれていないので、たとえ姉だとしても、そう年齢は離れていないと思われる。

一方桐壺帝はと言えば、今さら引くのも気恥ずかしいが、『源氏物語』冒頭より相当若いと推測されている。

いづれの御時にか、女御、更衣あまたさぶらひ給ひける中に、いとやんごとなき際にはあらぬがすぐれてときめきふ有けり。(一・四頁)

女御、更衣は多くいるけれども、中宮は存在していない(だからこそ桐壺更衣の処遇はもめる)ということは、帝が即位したばかりであることを意味し、帝の即位年齢は相当ばらつきがあるのでは何とも言えないところもあるが、平均的には十代から

二十代前半辺りをイメージすれば良いだろう。このとき「年立」から計算した左大臣の年齢は三十四歳。すると割と年の離れた夫婦ということになる。

もちろん吉海が説くごとく、左大臣と大宮との結婚は、桐壺帝即位に対する貢献の論功行賞の色彩があるから、年のいった左大臣に若い宮が与えられるということも考えられなくはないが、やはり左大臣がもう少し若い方が自然であるように思われる。

そして最後に上げられるのが、いわゆる「准拠」の問題である。これも言うまでもないことだが、桐壺帝が醍醐天皇を准拠とするであろうことは、『河海抄』以来、定説となっている。もっとも、近代になって、仁明あるいは宇多天皇もその「准拠」に加えようという意見は出ているが、それらも醍醐天皇が准拠であることを否定してはいないし、これも言い古されたことだが、桐壺巻に、「このごろ明け暮れ御覧ずる長恨歌の御絵、亭子院のか、せ給て、伊勢、貫之に詠ませたまへる」（一・一五頁）や、「宇多のみかどの御誠」（一・二〇頁）等という言葉があることより、作者も読者が桐壺帝＝醍醐天皇と考えるよう仕組んでいることは明らかであるから、このように言ってしまうて差し支えあるまい。

醍醐天皇の時の左大臣、右大臣と聞いて、誰もが即座に思い浮かべるのは、たぶん藤原時平、菅原道真だ^⑦と思うが、この三者の年齢関係は、二人が同時に大臣に就任した昌泰二（八九九）年の時の年齢で示せば、醍醐天皇十五歳、藤原時平二十九歳、菅原道真五十五歳であり、これまで推定した桐壺帝、左右大臣の年齢とはほぼ合致する。もちろん『源氏物語』の左右大臣は共に藤原であり、役どころも善玉・悪玉が正反対となっているが、言い訳のように聞こえるかも知れないけれども准拠には、いわゆる「歴史そのままと歴史離れ」というのが言われている。先ほどの、桐壺帝の准拠として仁明、宇多天皇も考えるといふ説は、それゆえ出て来たのだと思われるから、完全に合致する必要はないと考える。

以上のように、『源氏物語』の左大臣は、右大臣より圧倒的に若いという吉海、濱橋の説は、どの点から見ても裏付けられるのである。ただそうなってくると次に問題となるのは、光源氏の元服時点で左大臣が三十歳くらいだとすると、それから十七年後であるはずの滯標巻では六十三歳にならないということなのである。続いてそれを見てみよう。

滯標卷の記述

問題の滯標卷の記述とは次のようなものである。

やがて世のまつりごとをしたまふべきなれど、「さやうの事しげき職には耐えずなむ」とて、致仕のおとゞ、せふ正したまふべきよし譲りきこえ給ふ。「病によりて位を返したてまつりてしを、いよく老の積り添ひて、さかしき事侍らじ」とうけひき申給はず。人の国にも事移り世中さだまらぬおりは深き山に跡を絶えたる人だにも、おさまれる世には、白髪もはぢず出で仕へけるをこそ、まことの聖にはしけれ、病に沈みて返し申給ける位を、世中変はりてまたあらため給はむに、さらに咎あるまじう、公私定めらる。さるためしもありければ、すまひはて給はで、太政大臣になり給ふ。御年も六十三にぞなり給。

(二・九八～九九頁)

これまでの箇所とは違い、ここは本文に明示されているのだから、この「六十三」という数字は、そう受け取るしかない。因みにここに異同は全くない。もつとも、数歳ずれが生じたかと言つて、光源氏元服時点の左大臣の年齢を三十くらいと見

れば、ここではそんな年齢にならないはずだという論理に影響は出ない。かと言つて、その時からこの時点まで三十数年が経過したと見ることも、物語に描かれていることから見て無理なのである。では逆に、なぜ左大臣はここで六十三歳でなければならなかったのか。

それは、新大系の注には掲げられていないが、大島本の書き入れや『河海抄』⁹⁾等にはある、人臣最初の摂政である藤原良房が、六十三歳でその地位に就いたことを踏まえるためであろう。

探せば他にもあるかも知れないが、類似例として稿者の脳裏にとつさに浮かぶのは、柏木卷の次のような箇所である。

宮はさしもおほし分かず、人はたさらに知らぬことなれば、たゞ一ところの御心のうちのみぞあはれに、はかなかりける人の契りかな、と見給に、大方の世の定めなさもおぼしつゝけられて、涙のほろ／＼とこぼれぬるを、けふは言忘すべきを、とをしのごひかくし給て、「静かに思ひて嗟くに堪えたり」とうち誦じ給。五十八を十取り捨てたる御齡なれど、末になりたる心ちし給て、いともあはれにおぼさる。「汝が爺に」とも諫めまほしうおぼしけむかし。

(四・二九～三〇頁)

周知のごとく薫の五十日の祝いで源氏が感慨を漏らすところであるが、いかなる注釈書にも書かれているように、ここは白楽天の「自嘲」という詩が踏まえている。白楽天は五十八にして漸く子を持ったが、源氏はこのとき四十八歳という「計算」。したがってこのような表現ということになるわけだが、何かここに違和感を感じないだろうか。と言うのは『源氏物語』でこのような言い回しをするのはこれ一箇所。あとは濔標巻のように何らかの故事を踏まえるのは「何歳」と、その故事と同じ年齢を言うからである。ところがここは、前巻若菜下巻末が源氏の兄・朱雀院の五十の賀の記述であり、そのとき薫は既に身ごもられていたから、誰がどう考えてもこのとき源氏は五十八歳にはならない。そこで源氏と朱雀院はだいたい二歳差という設定を活かし（しかしこれも二人の年齢が同一巻で明示されたことはなく、計算で出るものである）、このとき四十八歳ということにしたから、このような妙な言い回しとなったのではなからうか。

それと比べれば本稿で問題としている左大臣の年齢は、濔標巻以外にはどこにも書かれていない。かろうじて年齢の手がかりになりそうなのが書かれているのは、十三巻も前の桐壺巻だけであり、しかもそこでも明示はされていない。となれば、

濔標巻で左大臣を何歳と書こうと、それがおかしいと見抜ける読者はそういないはずである。そう考えて書かれたのが濔標巻の記述だったのではないか。

以上をまとめれば、『源氏物語』で年齢が断定されるときは、ほぼこのように何らかの拠り所がある場合であり、別にそのときまたまたその人物がその年齢になっているわけではないのではないかとということなのである。⁽¹⁰⁾ だいたい『源氏物語』で登場人物の年齢が語られるときは「二十一、二」とか、「何歳ばかり」という臚化表現がとられることが一般的であって、このように断定されることは珍しいということは既に気がつかれている⁽¹¹⁾のだから、そこから一歩進んで、「断定される年齢は怪しい」と捉えてもよかつたはずなのである。⁽¹²⁾

逆に言えば作者の頭の中には「年立」のようなしつかりしたものはなく、場面毎の都合が最優先するという、濱橋の結論⁽¹³⁾と同じところに辿り着く。だがこのことは、例えば林田孝和・原岡文子他編『源氏物語事典』（大和書房 二〇〇二）の「年立」の項（執筆は平井仁子）に「新年立の相違点はいくつかあるが、「少女」と「玉鬘」が重なるか否かで光源氏の年齢が「帚木」まで一年ずつずれることなど、総じて新年立の方が合理的ではあるが、それも完璧なものではない」とあるように、いくら修

正を加えても完璧な年立ができないとすれば、別に一条兼良や本居宣長を軽んずるつもりはないが、そもそもそんなものなどないのだという結論にみな達するべきだったと思う^④。しかしここで論を終えては、濱橋たちが言ってきたことをなぞっただけになる。本稿は一步先に進みたい。

物語の本性

注(11)の平井論文の副題に謳われている如く、今までこのような問題は『源氏物語』に限定して言われることが多かった。それは、これも平井による「年立」の項にあるように、「五四帖通して七十余年の長編物語で、なおかつこの程度の年齢表記でありながら(『源氏物語』中の年齢表記は極めて少ないということ…稿者注)、おおむね時間的秩序が保たれていること自体、『源氏物語』の特性」と思われるからである。

確かに『源氏物語』ほど緻密な物語も他にはないが、逆に言えば基準を緩めれば、他の物語でもこのような問題は多数指摘されてきたということである。「年齢」の問題から始めれば、竹取翁の年齢が、序盤では「七十にあまりぬ」(四二頁)^⑤と語られていながら、かぐや姫昇天の直前では、「翁、今年は五十

ばかりなりけれども」(四五八頁)と、「若返って」しまっていることが古来気づかれていた。また、中野幸一校注・訳の、新編日本古典文学全集『うつほ物語』③(小学館 二〇〇二年)の解説には、「楼の上」下巻の嵯峨の院の述懐によれば、まだ親王であったとき、叔母宮の住んでいた三条京極邸にしばしば行ったような口吻^{くちふ}であるが、この三条京極邸は、じつは俊蔭が帰朝後官を辞して、娘に琴を教えようと風流を尽して造営した邸宅であるから、嵯峨の院が皇子時代に行くことはありえない。また俊蔭の母は嵯峨の院の異母妹という設定であるが、この俊蔭の母は俊蔭が帰朝する五年前に相当な高齢で没しており、それから五十年も後の「楼の上」巻で、その異母兄の嵯峨の院が七十二歳でかくしゃくとしているのは、はなはだしい矛盾といわなければならない」と指摘している(六四五～六頁)。探せばこれに類する問題は、他の物語でも多数見出せることは、経験的に誰でも知っていよう。しかもこの問題は、単に「年齢」だけに留まらない。

既に拙稿^⑥でも考察したが、かぐや姫の昇天の場面における「勅使少将」(四六八頁)と「(頭)中将」(五三五頁・五四一頁)の食い違い、及び最初天人は「不死の薬」を「包ませ」なかつた(五二五頁)はずなのに、わずか数行あとでは帝に対しては

黙認しており（五三五頁）、さらに数行あとでは翁と嬬も手にしているらしい（五四〇頁）という矛盾。さらにはそこに例示した、『源氏物語』の年立上の問題は、本稿と重複するので除くとしても、宇治十帖での、大君、中君姉妹の楽器の取り違えとか、この姉妹は似ているのかいないのかと、俗聖であつたはずの八宮に三人目の娘がいるのは何故かと、あるいは池田利夫による新編日本古典文学全集「浜松中納言物語」の解説にある「唐土描写」の問題（四六九～四七一頁）など上げていけば多数あるが、所詮それらも氷山の一角である。

その問題を解く鍵として極めて興味深いと思われるのは、最初に上げた竹取翁の年齢「矛盾」である。と言うのは、その問題に対して田中大秀の『竹取翁物語解』が、様々な説を紹介した後、「按に（中略）姫の男すべきを勧むるには年老たらでは付なく此は物思に依て急に老たりと云むには実は老人にては叶はねば其を云むとて語勢に任せて取弭して始末たがへて語れるなるべし」という注を付している（巻五・一七ウ）からである。

これはつまり、本稿が辿り着いた、「物語の叙述は場面毎の都合が最優先する」と同じではなからうか。換言すればこうした見解は、江戸時代に既に存在したということである。そしてそういう問題が『竹取物語』や『源氏物語』だけでなく、ほぼ全

ての物語に見受けられるとすれば、それこそが物語の本性なのだ^⑩と考えざるを得ないと思うのである。

だいたい平安時代人が、我々と同じ「合理的な」考え方をするなどということ、いつ誰が「確認」したのだろうか。これは決して平安時代人を貶めているわけではない。場所や時代が違えば、考え方が違って当然で、どちらが優れているという問題ではないと言っているだけである。そしてその時代の物語を「読む」ならば、当然その時代の考え方に我々が合わせるべきであつて、我々の「尺度」に物語を合わせるべきではない。ついでにフォローしておけば、前節でも述べたように、稿者は決して一条兼良や本居宣長のしたことを否定しているわけでもない。むしろ彼らがそれをやってくれなければ、我々はこの問題に今でも気づけていなかったかも知れないのである。換言すれば、それは必ず通らねばならない道ではあつたが、いつまでもそこに止まっていはいけないということなのである。

おわりに

以上、物語の叙述は「場面毎の都合が最優先する」のであり、我々がつい考えなくなる「合理的なもの」は存在しないであろ

うということを経々述べてきたが、最後にそれが生まれるもう一つの理由を述べておこう。もちろんそれは証明不可能だが、推測することはできる。まずは『うつほ』や『源氏』などの、いわゆる「長編」物語から。

その二つは余りに長いがゆえに、完成してから世に出たわけではなく、ある程度のまとまりごとに当たると、ほぼ認められていると思う。だとしたら、前に書いてしまったことと「矛盾」が生じたとしても、どうやって一旦世に出たものを「回収」できるといえるのだろうか。留守中に部屋を荒らされ、『源氏物語』の推敲本と思われるものを道長に奪われたときの紫式部の慨嘆、「よろしう書きかへたりしは、みなひきうしなひて、心もとなき名をぞとりはべりけんかし」(『紫式部日記』²⁰)が思い出されるところである。²¹

この二つ以外は、長さから言って一応完成してから世に出されたと思われる(『夜の寝覚』は、失われた部分が多すぎるので良く分からない)ので、同じ理屈は成り立たないが、紙と筆というのは、どう考えても訂正に便利なツールとは思えない。消すのも大変だし、挿入するにしても限界がある。できるとしたら全て書き直すぐらいだが、当時は紙も貴重品だし、たかが物語に、どれだけの作者がそれほどの情熱を抱くだろう。物

理的に考えても、物語に「矛盾」はあつて当然なのである。

注

(1) 以下、『源氏物語』の本文引用は、現時点では大島本に代わる有力写本が不明なので、あくまで当面の処置として大島本を比較的忠実に翻刻した岩波の新日本古典文学大系本により、巻数・頁数を示す。

(2) 源氏元服の時点ではまだ「藏人の少将」(二・二六頁)なのだが、本稿では分かりやすくするためにこの呼称で統一する。

(3) 演橋顯一「五『源氏物語』の「先帝」について——作中人物の年齢の問題——」(『源氏物語論考』笠間書院 一九九七) 一一二頁。

(4) 吉海はその論の最初で「従来の研究史展望」をしているから、少なくとも一九九六年時点までで「左大臣に関する論文を収集するのは容易ではない」(一頁)とのことであり、その後も、OZ等を検索しても四件ほどしか増えていないから、この状況は変わっていないと思われる。

(5) 正確には、注釈内容としては『紫明抄』も同様の指摘をしているが、「准拠」という「方法」として捉えたのは、やはり『河海抄』に端を発するようであるから、本稿でもこういう言い方をしておく。

(6) 詳細は小山清文「桐壺帝の御時の(皇統)へのまなざし」(室伏信助(監修)・上原作和(編集)「人物で読む源氏物語」第一巻『桐壺帝・桐壺更衣』勉誠出版 二〇〇五年)の注(1)に簡潔にまとめられているので、それに譲る。

(7) もっとも藤本勝義は、「源氏物語における大宮をめぐる——准拠と造型——」(王朝物語研究会編『研究講座 源氏物語の視界 1——准拠と引用——』新典社 一九九四。初出は『平安文学研究』75

一九八六・六で、左大臣の准拠を藤原忠平としているが、これは論のタイトルにあるように大宮の准拠を順子としたからであり、つまりそれが成り立つてからの話である（実は氏も、大宮の准拠が順子であることを、氏が考える条件に「最も適合する人物（七八頁）」としか言っていない）。また、仮にそれが成り立つとしても、注（6）でも触れたように、一人の人物の准拠が一人きりと決められるわけではないので、こう言っても特に問題ないと考ええる。

（8）古来知られるように首巻・桐壺から第二巻目の帚木の間空白期間があり、その間に何年経過しているかは、厳密には決められない（いわゆる新旧年立の間でも一年のずれがある）のだが、帚木冒頭に「まだ中将などにもおし給しとき」とある（一・三三頁）以上、当時の中将任官の平均年齢から考えて、このとき源氏が既に二十代であった（桐壺巻最後から八年以上が経過している）と考えすることはできない。さらに、その五巻後の紅葉賀巻で誕生した冷泉の年齢が藩標巻冒頭で「十一になり給へど」（二・九八頁）と語られているのに加え、空蟬巻・夕顔巻・若紫巻・紅葉賀巻は事件が連続している（末摘花巻は若紫巻と同時期）から、巻と巻の間で数年経過していると考ええることもできない。したがって、その間で経過したのは、どう計算しても、現行年立てが示すとおり二十年弱としか考えられないのである。

（9）清和天皇參議後忠仁公撰政良八十三（五ウ。財團法人古代學協會・古代學研究所編角田文衛・室伏信助監修『大島本 源氏物語』第三巻角川書店 一九九六年 二六〇頁）。

忠仁公貞観八年八月十九日始蒙撰政詔六十三此例歟（山本利達・石田穰二校注『紫明抄・河海抄』（角川書店 一九六八）河海抄巻第七三三一頁）。

（10）そう考えれば、古来不審とされている紫上発病時の年齢が厄年の三十七歳（計算上は三十九歳）と断言される（四・三四九頁）ことも

納得できるのではないか。

（11）平井仁子「物語研究における年立の意義について——『源氏物語』の場合——」（『中古文学』第二号 一九七八・九）。

（12）『11』の論文中には、「数字で示される人物の年齢は、今日の我々が考えるような普遍的な表現ではなく、その場面にのみ通用する一面的な表現である」という言葉はあり（五一頁、極めて近い考えだとは言える）。

（13）濱橋は（3）の著書で、繰り返しこのことを説く。

（14）もう少し慎重な言い方ではあるが、濱橋の結論は正にそれだし、平井執筆による「年立」の項の終わりに、「年立に矛盾を生じながらも叙述せざるを得ない点を追及することが、今後の課題といえる」とある。

（15）『竹取物語』の本文引用は、王朝物語史研究会編『竹取物語本文集成』（勉誠出版 二〇〇八年）により、それが底本と定めた古活字十行本の箇所を掲げる。原本では対校のため他本にない箇所には×が表示されているが、読みにくいので本稿では省略した。その他にも、読みやすさのため、句読点・濁点を加える等、表記を若干変えた箇所もある。拙稿「物語」の表現方法——『竹取物語』末尾の「矛盾」を手がかりに——（『國學院雜誌』第一二〇巻第一〇号 二〇一九・二〇）。

（17）拙著『源氏物語解析』（明治書院 二〇一〇年）第一部第四章第二節2。『竹取物語語解』の本文引用は、国立国会図書館デジタルライブラリにより、旧漢字を新字体に改めた。

（19）最近では本宮洋幸が、『うたは物語の長編力』（新典社 二〇一九）第一部 語りの堆積と物語の生成 第一章 俊蔭の遺言と琴 一九頁において、「楼の上」巻における源涼の子の性別の変更、「沖つ白波」巻で示される正頼の子女たちの名前および母親の別の変更、あるいは「葦間・下」巻と「国譲・上」巻にみえる、あて宮退出記事の齟齬な

ど、物語内容を大きく左右するような改編事項」を列挙した後、「すでに語られた内容を後の語りが捉え直していくという特徴は、物語が本質的にもつ属性であると考える」(傍線・稿者)と述べている。ここで言う「物語」とは、次の文が「とりわけ『うつは物語』では、」と始まるところを見ると、「物語全体」の意で用いられていると思われる。

(20) 『紫式部日記』の本文引用は、中野幸一校注・訳の新編日本古典文学全集本による。一六八頁。

(21) 実はこうした現象は、長期にわたって続く現代の小説でも起こっている。例えば、一九九一年から現在に至るまで約三〇年間書き続けられている、小野不由美の『十二国記』では、十二の国それぞれに、王を選定する麒麟が存在し、麒麟は仁獣であるから血を見るのを嫌い、人を殺傷することもできないし、自王以外に頭を下げることもできないと設定されている(もとより麒麟は自王以外に額づくことなどできない生き物なのです) 第二作「風の海 迷宮の岸」(新潮文庫版二〇一二年)三六七頁 但しルビは省いた。以下同じ)。にも拘わらず、最新第一〇作「白銀の墟 玄の月」第三卷(新潮文庫 二〇一九年)の二二五―二二七頁では、第二作と同じ麒麟・泰麒が、頭を痛め、眼から血を流すという凄まじい様相ではあるが、自王でない者に頭を下げたことになっている。ファンの中には、これだけの犠牲を払ったのだから、それは仕方がないと見る意見もあるようだ (<https://www.kotonahonogasaki.com/kazenounimeikyunokisikanson> 最終確認二〇二一年四月七日) が、第二作三五九頁には、
やはり途中で身体が止まる。精一杯下げた額から床までは顔の前に突いた両掌から肘までの距離しかない。そのわずかの空間に何か硬いものでもあるように、どうあっても動くことができない。
それ以上頭を下げることも、腕を曲げることもできなかった。

と、「物理的に無理」とされているのだから、やはり「矛盾」と見る方が適切だろう。人を殺傷することについても類同なので、描写が長いこともあり、引用は割愛するが、先ほどの第一〇作第三卷二二五頁には、「これ(自王以外に頭を下げること…稿者注)も殺傷の問題のように意志で突破できるだろうか」という記述があるから、作者はその設定をうっかりしたわけでも忘れていたわけでも決していない。つまりこれは、書き進めるうちに作品内の「事情」は変わったけれども、いったん世に出てしまったものまででは変更できず、確信犯として変えてしまった例と言えるであろう。